

第5期豊岡市障害福祉計画
第1期豊岡市障害児福祉計画
(案)

平成30年1月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本的な視点	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	4
5. 計画策定にあたって	4
(1) 障害者福祉計画策定・推進委員の公募	4
(2) 障害児（18歳未満）へのアンケート調査の実施	4
(3) グループインタビューの実施	5
(4) パブリックコメントの実施	5
第2章 障害福祉をめぐる状況と今後の課題	6
1. 障害のある人の状況	6
(1) 人口及び手帳所持者の推移	6
(2) 身体障害者の状況	7
(3) 知的障害者の状況	9
(4) 精神障害者の状況	10
(5) 障害支援区分認定者の状況	11
(6) 指定難病受給者の状況	11
2. 第4期障害福祉計画の成果目標等の進捗状況	13
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	13
(2) 福祉施設から一般就労への移行	13
(3) 障害福祉サービスの利用実績	14
(4) 地域生活支援事業の利用実績	17
3. 障害児（18歳未満）へのアンケート調査の主な結果と課題	20
(1) アンケート調査の主な結果	20
(2) アンケート調査の結果から見える主な課題	25
4. グループインタビューの主な結果と課題	26
(1) グループインタビューの主な結果	26
(2) グループインタビューの結果からみえる主な課題	27
5. 障害者自立支援協議会からの主な意見	28
6. 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画策定にあたっての主な課題	30
第3章 第5期障害福祉計画	33
1. 基本方針	33
2. 成果目標	33
(1) 施設入所者の地域生活への移行	33
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	34
(3) 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組み	34

(4) 福祉施設から一般就労への移行者数	34
3. 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	36
(1) 訪問系サービス	36
(2) 日中活動系サービス	38
(3) 居住系サービス	40
(4) 相談支援	41
4. 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	43
(1) 理解促進研修・啓発事業	43
(2) 自発的活動支援事業	43
(3) 相談支援事業	44
(4) 成年後見制度利用支援事業	45
(5) 意思疎通支援事業	45
(6) 日常生活用具給付等事業	46
(7) 手話奉仕員養成研修事業	46
(8) 移動支援事業	47
(9) 地域活動支援センター	47
(10) その他の事業・任意事業	48
第4章 第1期障害児福祉計画	49
1. 基本方針	49
2. 成果目標	49
(1) 児童発達支援センターの設置	49
(2) 保育所等訪問支援の充実	49
(3) 医療的ニーズへの対応	49
(4) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の 関係機関の協議の場の設置	49
(5) 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置	50
3. 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策	50
(1) 障害児通所支援	50
(2) 障害児相談支援	51
第5章 計画の推進体制	52
1. 計画の推進主体	52
2. 地域社会への広報及び啓発活動	52
3. 計画の点検・評価体制の構築	52
資料編	
1. 豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会設置要綱	53
2. 豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 委員名簿	55
3. 第5期豊岡市障害福祉計画・第1期豊岡市障害児福祉計画策定の経過	56

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 27 年 3 月に「第 4 期豊岡市障害福祉計画」（平成 27～29 年度）を、平成 29 年 3 月に「豊岡市障害者計画」（平成 29～32 年度）を策定し、障害のある人もない人も住み慣れた地域で支え合いながら笑顔で暮らせるまちづくりを進めてきました。

近年、障害者を取り巻く現状は、大きく変化しており、平成 28 年 4 月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号、以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、権利擁護を推進していく必要があります。また、平成 28 年 5 月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号、以下「障害者総合支援法等一部改正法」という。）が成立し、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

このたび、「第 4 期障害福祉計画」が終了するため、国や兵庫県の障害者施策全般にわたる近年の動向を踏まえながら、「第 5 期障害福祉計画」と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定された「障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

2. 計画の基本的な視点

障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしています。

本市では、これまで、「コウノトリとともに、すべての人が自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念に、すべての人が障害の有無にかかわらず地域活動に参加し、地域の人々とともに、支え合いながら生きがいをもって生活することのできるまちづくりに向けて取り組んできました。

今後も、住み慣れた地域で、すべての人が笑顔で暮らせるよう、住みよいまちづくりに向けた取組みを充実させる必要があります。

市のまちづくりや施策の根底には「豊岡市のいのちへの共感に満ちたまちづくり条例」における考え方があり、この条例は「命は限られている」、「命はつながっている」、「命は支えあっている」という 3 つの視点に立っています。

この条例には、お互いの違いを認め合い、共に支え合い、一人ひとりを尊重するまちをめざす社会的包摂の姿勢が示されています。

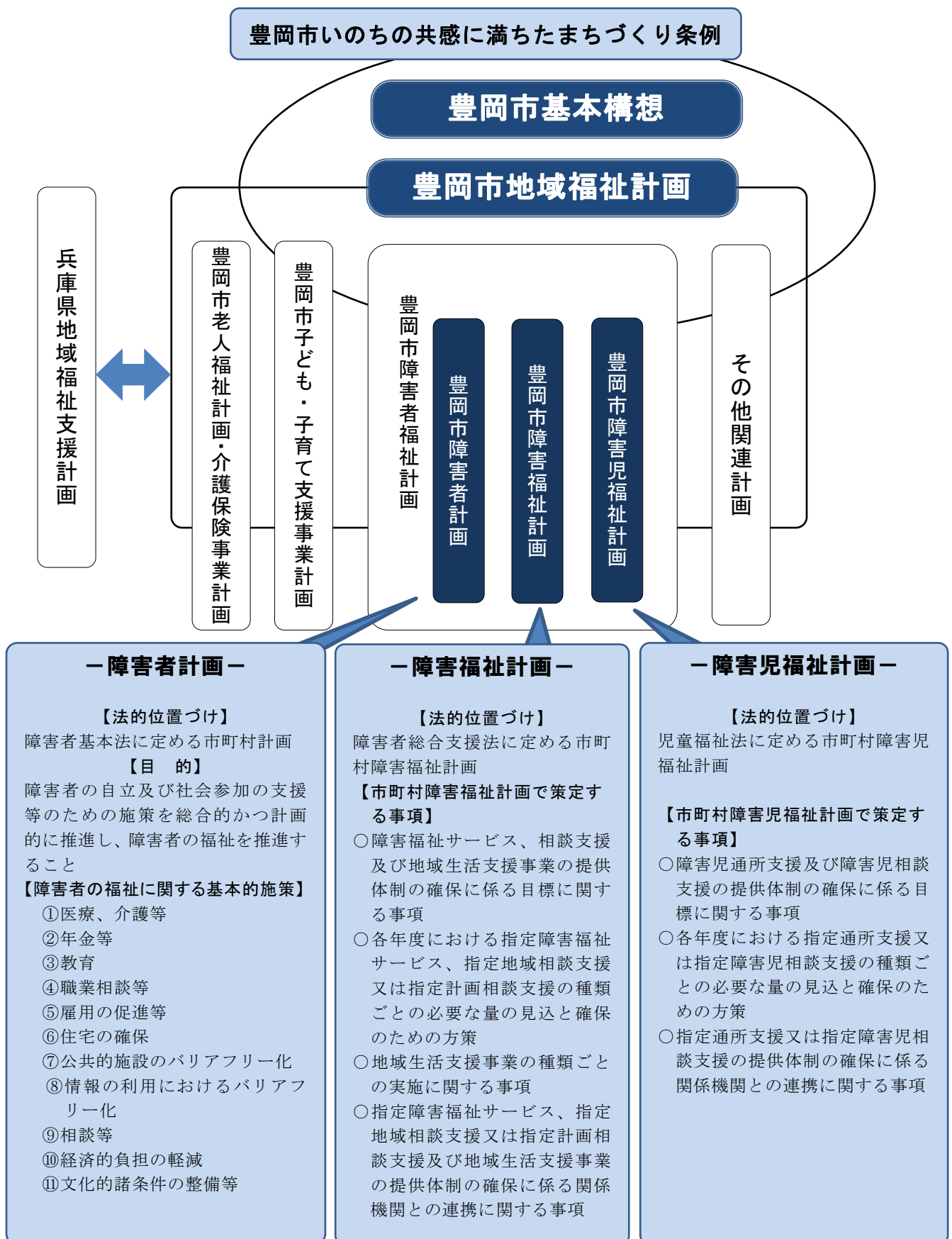
これらの考えを念頭に置きながら、コウノトリが悠然と舞う豊かな自然環境の中で、すべての人が尊重され、地域で互いに支え合う寛容と包摂の社会をめざし、自分らしく笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

3. 計画の位置づけ

第5期障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号、以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、第 1 期障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。

また、本計画は、平成 24 年に制定された「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」の理念のもと、上位計画である「豊岡市基本構想」や「豊岡市地域福祉計画」との整合性を図り、個別計画である「豊岡市老人福祉計画・介護保険事業計画」、「豊岡市子ども・子育て支援事業計画」その他の関連計画及び「兵庫県地域福祉支援計画」とも関連しつつ策定するものです。

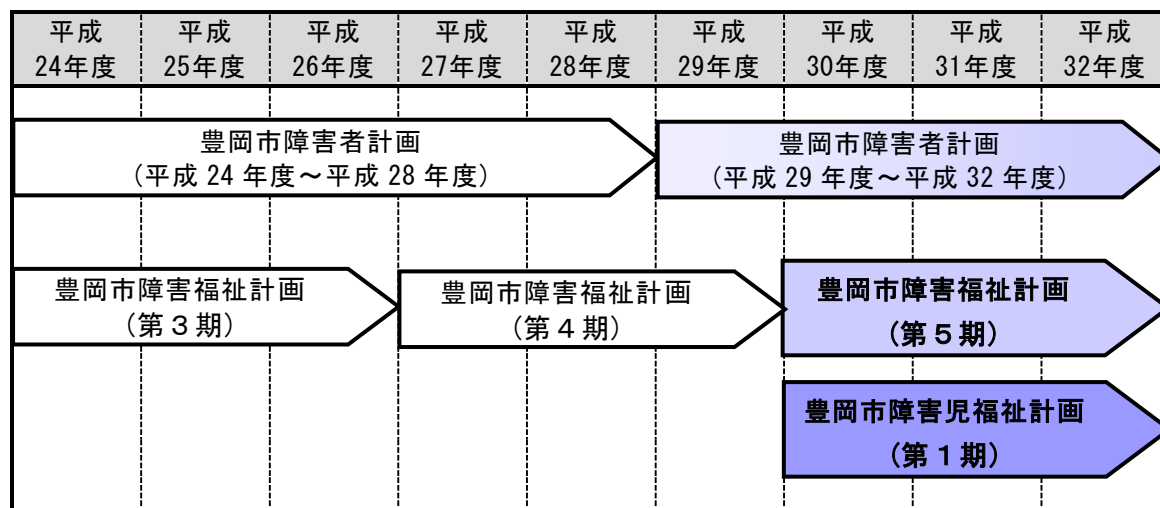
豊岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画 位置づけ



4. 計画の期間

- 「第5期豊岡市障害福祉計画」及び「第1期豊岡市障害児福祉計画」の計画期間は、平成30年度から32年度までの3年間とします。
- 本計画において設定する「成果目標」と「見込量」の進捗状況について、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直しを行います。

図表 計画の期間



5. 計画策定にあたって

障害者やその家族、障害福祉サービスを提供する事業者、学識経験者の意見等を計画に反映させるため、18名の委員からなる「豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会」を設置し、審議を行いました。

また、計画策定の過程では、豊岡市障害者自立支援協議会の意見を聴取したほか、住民参加を積極的に取り入れるために、次の方法で、当事者の多様な声の聴取に努めました。

(1) 障害者福祉計画策定・推進委員の公募

一般公募により、2名の委員に参加していただきました。

(2) 障害児（18歳未満）へのアンケート調査の実施

① 調査対象者

平成29年7月1日現在、本市在住で18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、あるいは、5歳以上18歳未満の障害児通所支援サービスを利用されている方

② 調査期間

平成29年7月19日～8月7日

③ 回収結果

対象者数	有効回収数	有効回収率（％）
351	128	36.5

（３） グループインタビューの実施

平成 29 年 8 月から 9 月にかけて、9 グループ（肢体障害・内部障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神障害、重症心身障害、障害児等、障害種別問わず（特別支援学校の生徒））において、当事者やその家族、支援者から直接聞き取りを実施しました。

① 実施期間

平成 29 年 8 月 4 日～9 月 5 日

② 参加者

各グループ 5 人から 19 人の当事者及び家族、支援者、豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会の委員等。

（４） パブリックコメントの実施

① 実施時期

平成 30 年 1 月 22 日～2 月 5 日

② 実施方法

市の広報やホームページを活用して実施しました。

③ 意見の応募件数等

④ 提出方法の内訳

第2章 障害福祉をめぐる状況と今後の課題

1. 障害のある人の状況

(1) 人口及び手帳所持者の推移

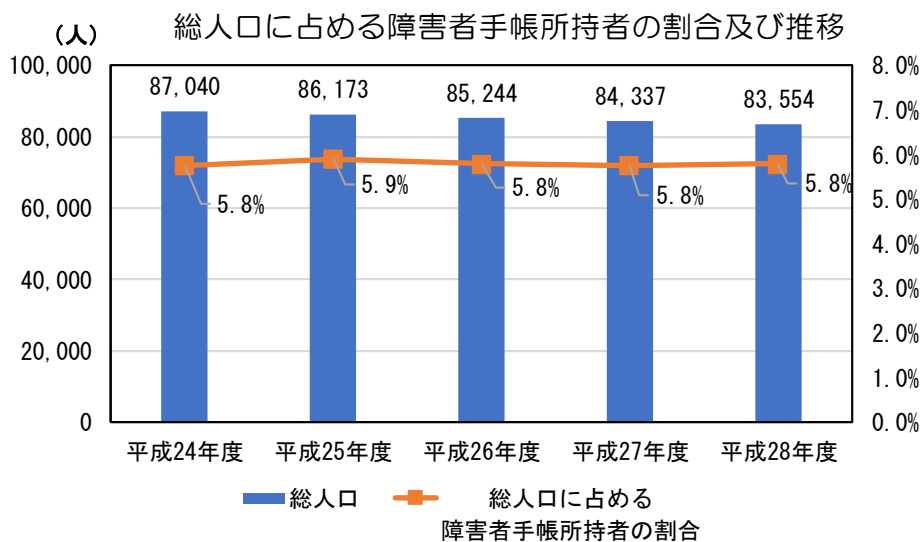
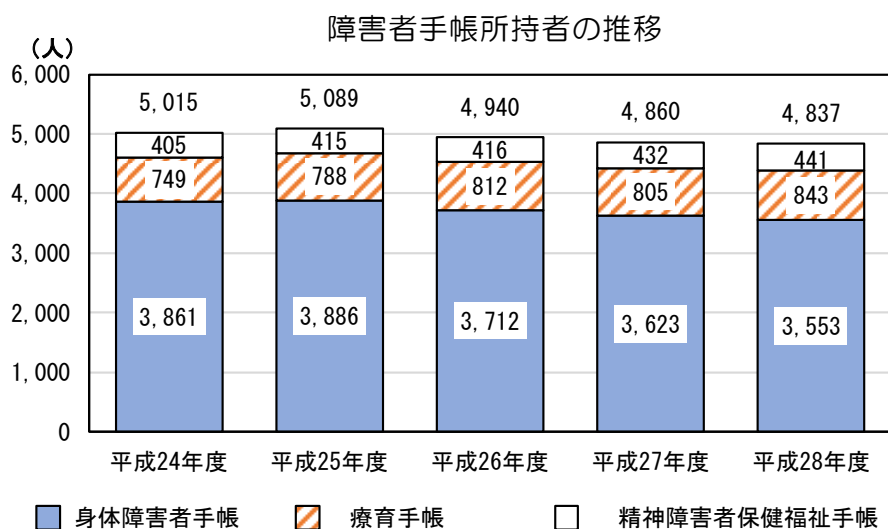
① 障害者手帳所持者の状況

本市の総人口は、減少傾向が続いており、平成24年度から平成28年度の5年間の推移をみると87,040人から83,554人へと3,486人（4.0%）減少しています。

手帳所持者総数では、5,015人から4,837人へと178人（3.5%）減少しており、人口の推移と近い傾向にあります。手帳所持者総数が総人口に占める比率は、5.8～5.9%で推移しています。

障害別にみると、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数はともに増加傾向がみられます。3障害別の手帳所持者数の割合は、平成28年度で身体73.5%、療育17.4%、精神9.1%となっており、身体障害者手帳所持者数の占める割合が低くなっています。

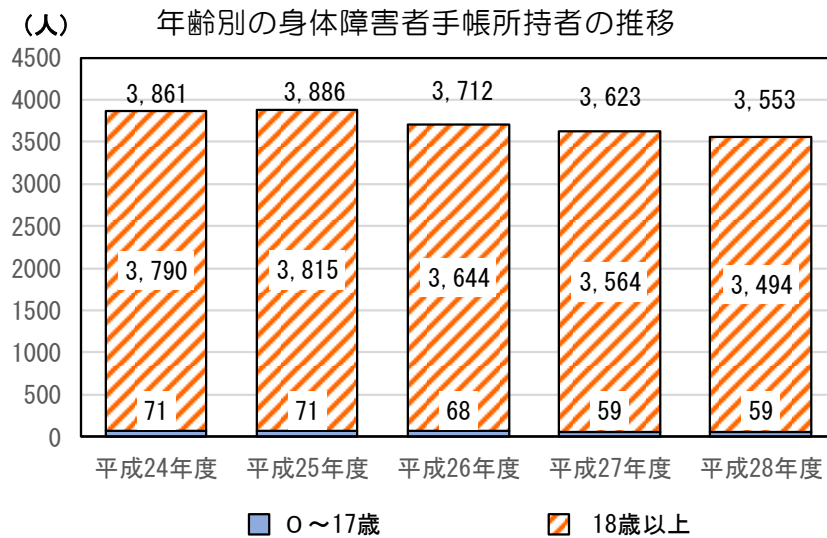
※人口、障害者手帳所持者数は各年度3月末日現在



(2) 身体障害者の状況

① 年齢別の身体障害者手帳所持者の状況

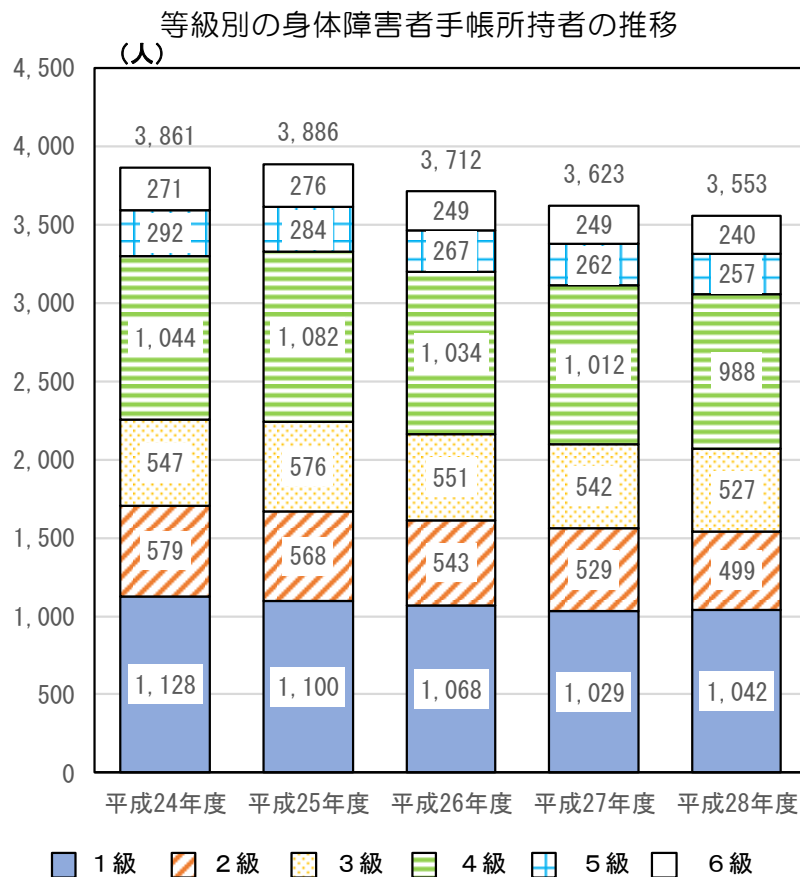
障害者と障害児ともに減少傾向がみられます。



※各年度3月末日現在

② 等級別の身体障害者手帳所持者の状況

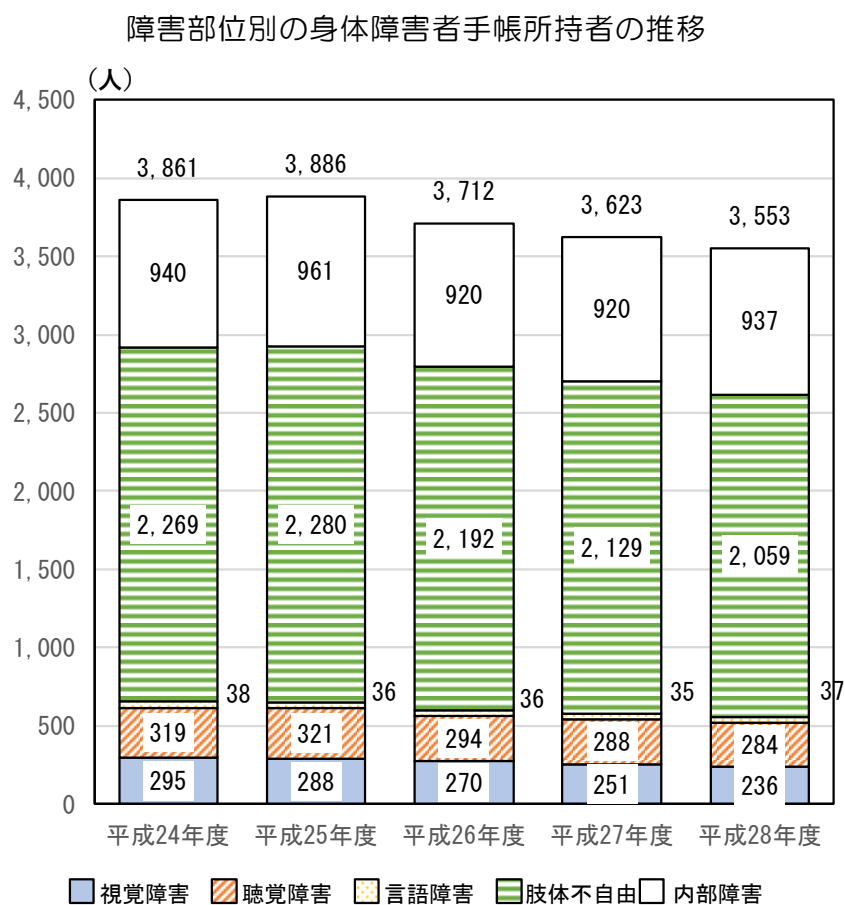
身体障害者手帳所持者の各等級の占める割合を5年間でみると、すべての等級で大きな変化はみられません。全体に占める割合では1級、4級の割合が大きくなっています。



※各年度3月末日現在

③ 障害部位別の身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の部位別の割合を5年間でみると、視覚障害の割合が僅かに減少し、内部障害の割合が僅かに増加しています。全体に占める割合では肢体不自由が最も多くなっています。



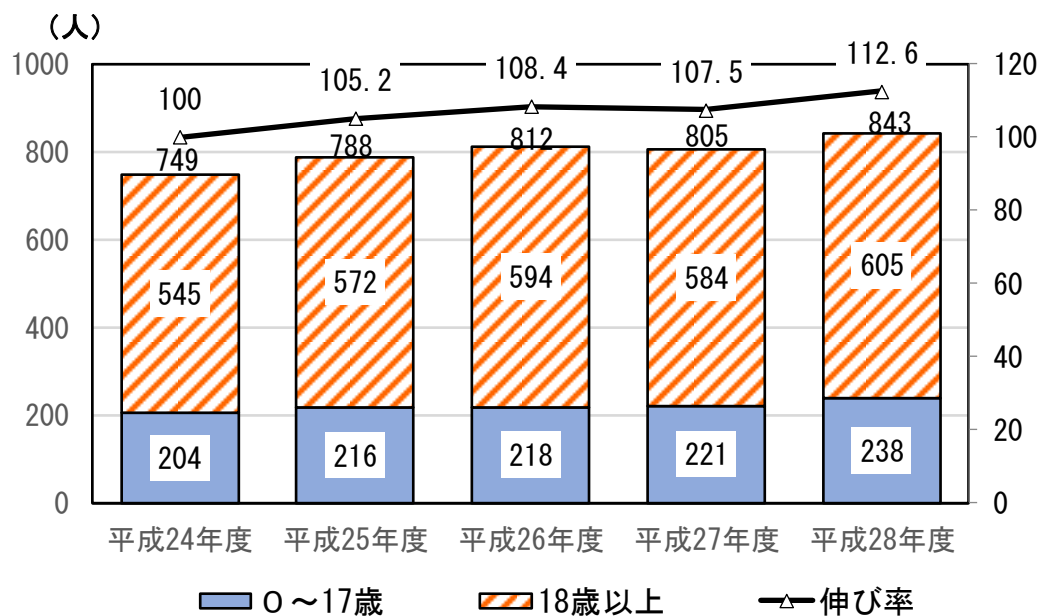
※各年度3月末日現在

(3) 知的障害者の状況

① 年齢別の療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は増加傾向にあり、障害者、障害児ともに増加しています。

年齢別の療育手帳所持者の推移

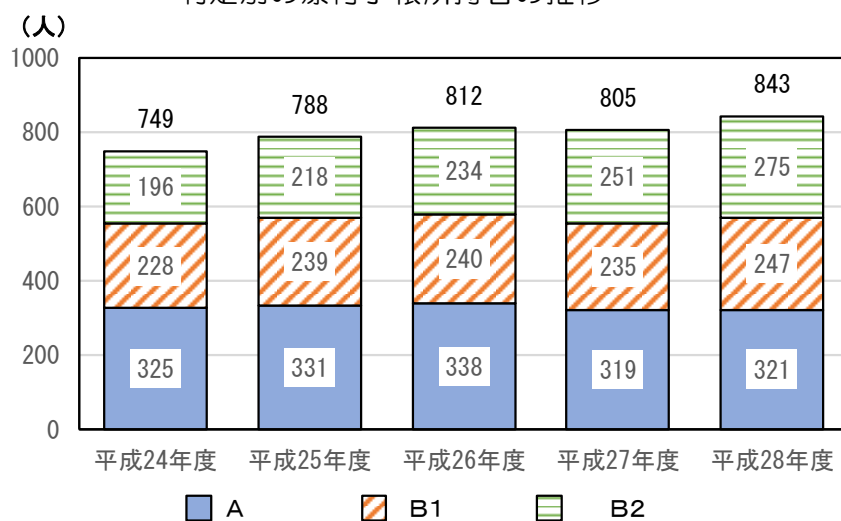


※各年度3月末日現在

② 判定別の療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者を判定別にみるとB2判定が微増傾向にあります。全体に占める割合では、A判定、B1判定、B2判定が概ね1/3ずつとなっています。

判定別の療育手帳所持者の推移



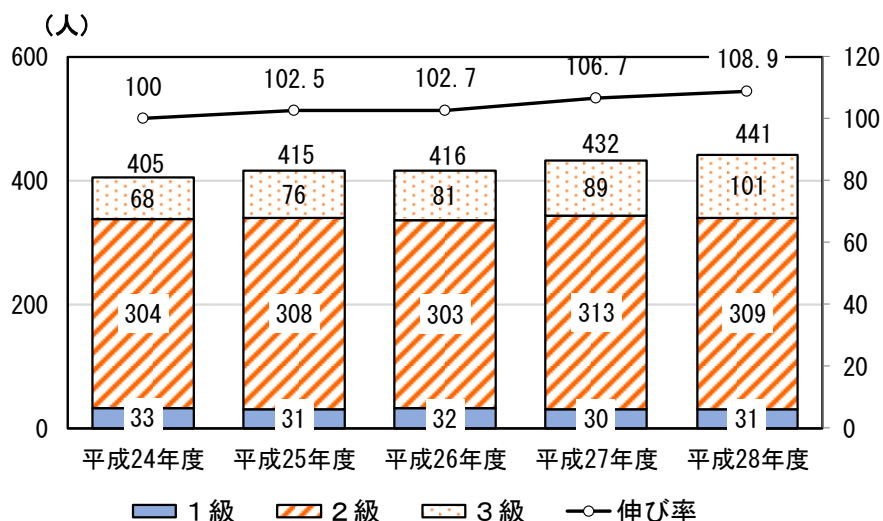
※各年度3月末日現在

(4) 精神障害者の状況

① 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると3級の割合が増加しています。全体に占める割合では、2級が多くなっています。

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

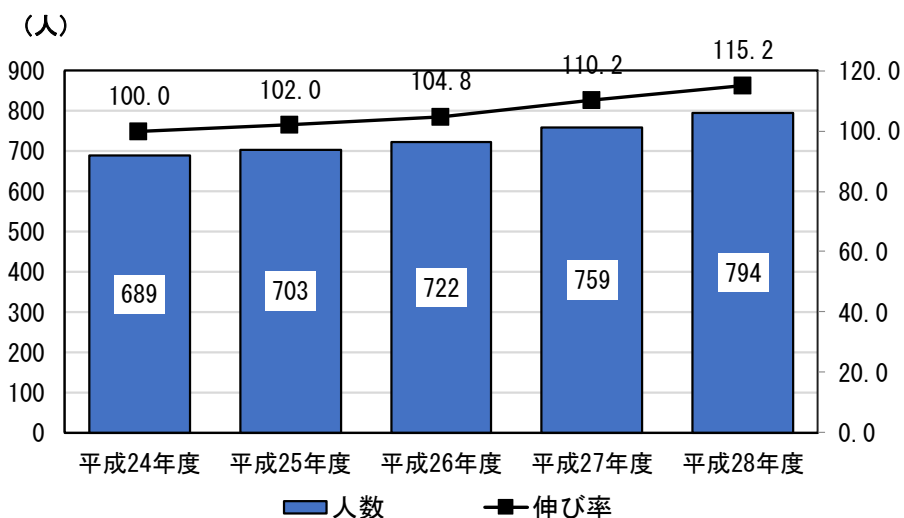


※各年度 3 月末日現在

② 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者は、5年間で 689 人から 794 人へと 105 人増加しており、その増加率は 15.2%で、手帳所持者の増加と連動していると考えられます。

自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移



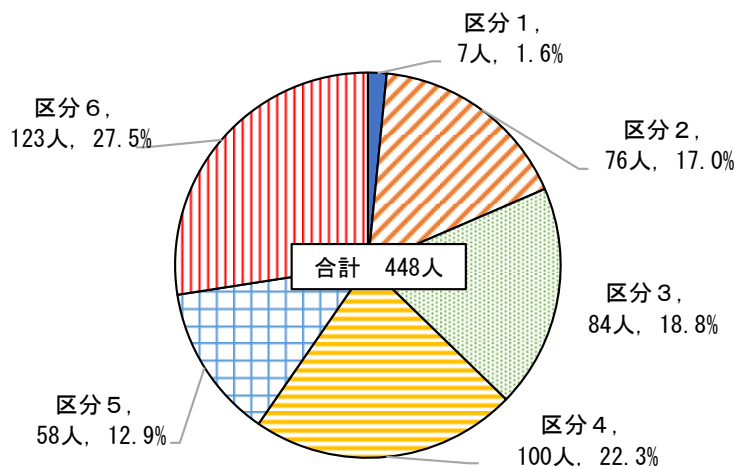
※各年度 3 月末日現在

（５） 障害支援区分認定者の状況

全体の中では、区分 6 の占める割合が一番高く、次いで、区分 4 が高くなっています。

今後も精神障害者及び知的障害者の増加に伴い、障害福祉サービスの利用に必要な障害支援区分認定者は増加していくことが考えられます。

障害支援区分認定者の割合



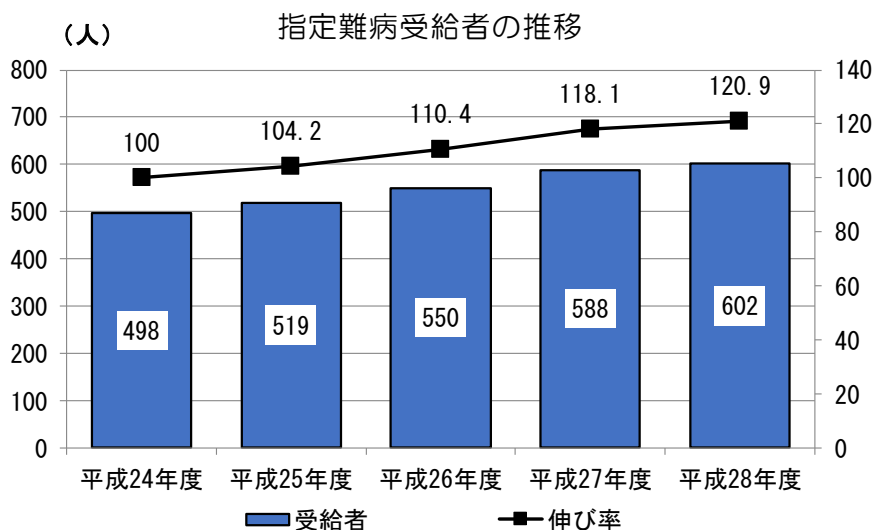
※平成29年3月末日現在

※ 障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。区分 1 に比べて区分 6 の方が、必要とされる支援の度合いが高くなります。

（６） 指定難病受給者の状況

① 指定難病受給者の状況

平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間で、498 人から 602 人へと 104 人増加しており、率では 20.9%増加しています。



※各年度3月末日現在

② 疾患別の指定難病受給者の状況

疾患別の割合は、2年間では大きな変化はみられません。「神経・筋疾患」の割合が最も大きく、次いで、「消化器疾患」、「免疫疾患」となっています。

疾患別の指定難病受給者数の推移（単位：人、％）

	平成27年度		平成28年度	
	人数	割合	人数	割合
神経・筋疾患	177	30.1%	179	29.8%
免疫疾患	80	13.6%	82	13.6%
消化器疾患	117	19.9%	119	19.8%
循環器呼吸器疾患	42	7.1%	44	7.3%
血液性疾患	26	4.4%	25	4.2%
皮膚・結合組織疾患	33	5.6%	38	6.3%
骨・関節系	31	5.3%	35	5.8%
視覚系	11	1.9%	8	1.3%
内分泌疾患	7	1.2%	8	1.3%
その他	64	10.9%	64	10.6%
合計	588	100.0%	602	100.0%

※各年度3月末日現在

※資料：兵庫県

2. 第4期障害福祉計画の成果目標等の進捗状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 28 年度末の地域生活移行数は6人で、平成 29 年度末目標の 16 人を下回っています。また、施設入所者数は、基準値の 126 人に対し、8 人(6.3%)の削減となっています。

区 分		人 数	備 考
平成 25 年度末の施設入所者数 ①		1 2 6 人	平成 25 年度【基準値】
目標値	地域生活移行	1 6 人	12.0%削減
29 年度末	削減見込	5 人	4.0%削減
平成 28 年度末の施設入所者数 ②		1 1 8 人	
実績値	地域生活移行	6 人	
28 年度末	削減見込	8 人	①－②

(2) 福祉施設から一般就労への移行

平成 28 年度末の一般就労への移行者数は 16 人であり、平成 29 年度末の目標値 15 人を達成していますが、平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数は9人で、平成 29 年度末の目標値 34 人を大きく下回っています。

区 分		人 数	備 考
目標値	平成 29 年度末の一般就労への移行者数	1 5 人	
実績値	平成 28 年度末の一般就労への移行者数	1 6 人	
目標値	平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数	3 4 人	
実績値	平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数	9 人	年度最終月の 月間利用者数

(3) 障害福祉サービスの利用実績

① 訪問系サービスの利用状況

居宅介護は、利用者数は平成 27、28 年度で計画値を上回っていますが、利用時間は計画値を下回っています。

重度訪問介護は、平成 27 年度に比べて増加傾向にあり、計画値を大きく上回っています。

行動援護は、平成 27 年度に比べて増加傾向ですが、利用人数は計画値を下回っているものの、利用時間は計画値をやや上回っています。

同行援護は、利用者数ではあまり変化が見られませんが、利用時間は計画値を下回っています。

※ 1 か月あたり

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
居宅介護	人	106	121	114%	109	121	111%	112	109
	時間	1,346	1,237	92%	1,384	1,289	93%	1,422	1,275
重度訪問介護	人	4	5	125%	4	8	200%	4	7
	時間	206	431	209%	206	635	308%	206	756
行動援護	人	11	10	91%	14	12	86%	17	12
	時間	142	177	125%	181	194	107%	219	219
同行援護	人	19	19	100%	23	18	78%	27	18
	時間	150	130	87%	182	143	79%	213	153
重度障害者等包括支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0
	時間	0	0	—	0	0	—	0	0
合 計	人	140	155	111%	150	159	106%	160	146
	時間	1,844	1,975	107%	1,953	2,261	116%	2,060	2,403

② 日中活動系サービスの利用状況

生活介護は減少傾向にあり、利用者数、延利用者数とも計画値を僅かに下回っています。

自立訓練（機能訓練）は、利用者数の変化はあまりみられませんが、平成 29 年度の延利用者数は計画値を上回っています。

自立訓練（生活訓練）は、利用者数の実績は計画値を大きく下回っており、同様に延利用者数も計画値を下回っています。

就労移行支援は、実利用者数、延利用者数ともに減少傾向にあり、計画値を大きく下回っています。

就労継続支援 A 型、B 型ともに利用者数は増加傾向にあります。

療養介護、短期入所では、実績値が計画値を上回っています。

※ 1 か月あたり

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
生活介護	人	218	217	100%	229	214	93%	240	212
	人日	4,316	4,147	96%	4,534	4,077	90%	4,752	4,221
自立訓練（機能訓練）	人	2	3	150%	2	1	50%	2	2
	人日	18	16	89%	18	23	128%	18	26
自立訓練（生活訓練）	人	25	3	12%	26	3	12%	27	5
	人日	240	26	11%	250	32	13%	259	79
就労移行支援	人	30	29	97%	32	16	50%	34	11
	人日	474	404	85%	506	197	39%	537	122
就労継続支援（A型）	人	14	11	79%	14	17	121%	14	21
	人日	277	200	72%	277	239	86%	277	324
就労継続支援（B型）	人	221	244	110%	245	247	101%	269	249
	人日	3,912	3,914	100%	4,337	4,064	94%	4,761	4,292
療養介護	人	16	19	119%	15	19	127%	14	18
短期入所	人	42	85	202%	45	89	198%	48	82
	人日	185	313	169%	198	324	164%	211	360

③ 居住系サービスの利用状況

共同生活援助では、実績値は計画値を上回っています。

施設入所支援では、概ね計画通りの利用人数となっています。

※ 1 か月あたり

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
共同生活援助	人	73	84	115%	85	89	105%	97	99
施設入所支援	人	121	123	102%	121	118	98%	121	115

④ 相談支援の利用状況

計画相談支援では、概ね計画通りの実績となっています。

地域移行支援の平成 27 年度は計画値を上回ったものの、平成 28、29 年度では、利用者数が減少し、計画値を下回っています。今後、関係機関と連携し、地域移行支援の取り組みをより一層進める必要があります。

一方で、地域定着支援の利用者数は、計画値を上回っています。これは、平成 27 年度に地域生活に移行された方が、引き続き、地域定着支援を利用されたことが主な要因です。

※ 1 か月あたり

サービス名		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
			計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
相談支援	計画相談支援	人	106	105	99%	104	105	101%	102	122
	地域移行支援	人	8	9	113%	8	5	63%	8	4
	地域定着支援	人	8	5	63%	8	10	125%	8	13

⑤ 障害児支援の利用状況

児童発達支援、放課後等デイサービスでは、利用者数は計画値を下回っているものの延利用者数は計画値を上回っています。

保育所等訪問支援では、平成 28 年度で計画値 6 人に対して 7 人となっていますが、延利用者数は計画値を下回っています。地域社会への参加、包摂（インクルージョン）を進めるためにも、より一層の取り組みが必要です。

障害児相談支援では、平成 28 年度で計画値の 2 倍以上となっています。

※ 1 か月あたり

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値	実績 見込み
児童発達支援	人	105	77	73%	108	90	83%	111	70
	人日	189	182	96%	194	212	109%	200	199
放課後等デイサービス	人	135	125	93%	147	137	93%	160	153
	人日	540	672	124%	588	719	122%	640	823
保育所等訪問支援	人	6	6	100%	6	7	117%	6	10
	人日	25	7	28%	25	9	36%	25	11
医療型児童発達支援	人	0	0	—	0	0	—	0	—
	人日	0	0	—	0	0	—	0	—
障害児相談支援	人	37	53	143%	32	67	209%	31	82

(4) 地域生活支援事業の利用実績

理解促進研修・啓発事業では、平成 27 年度では実施できていませんでしたが、平成 28 年度で実施しました。

手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業では、計画値を大きく下回っています。

日常生活用具給付等事業では、全体でみると計画値をやや下回っています。用具別にみると、件数のほとんどを排泄管理支援用具が占めています。計画値に対して実績値の割合が特に小さいのは、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具となっています。

手話奉仕員養成事業の年間修了者数では、計画値の 2 倍となっています。

移動支援事業では、年間実利用者数、月平均利用時間数ともに計画値を下回っています。

地域活動支援センターは、施設の箇所数について計画通りに進んでいますが、Ⅲ型の実利用者数が計画値を下回っています。

その他事業では、訪問入浴サービス事業、生活訓練等事業、日中一時支援事業で計画値を下回っています。

①理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

事業名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値	実績 見込み
理解促進研修・啓発事業	有無	有	無	—	有	有	—	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有

②相談支援

※年間

事業名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値	実績 見込み
障害者相談支援事業	箇所	3	3	100%	3	3	100%	3	3
基幹相談支援センター事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有

③成年後見制度利用支援及び成年後見制度法人後見支援事業

事業名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	無	—	有	無	—	有	無

④意思疎通支援事業

※年間

事業名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
手話通訳者派遣事業・ 要約筆記者派遣事業	件	531	308	58%	613	296	48%	695	332
手話通訳者設置事業	人	1	1	100%	1	1	100%	1	1

⑤日常生活用具給付等事業

※年間

種目	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
介護・訓練支援用具	件	4	6	150%	4	1	25%	4	1
自立生活支援用具	件	15	12	80%	15	6	40%	15	6
在宅療養等支援用具	件	30	13	43%	30	14	47%	30	14
情報・意思疎通支援用具	件	20	14	70%	20	20	100%	20	20
排泄管理支援用具	件	2,120	1,997	94%	2,200	2,031	92%	2,290	1,991
居宅生活動作補助用具	件	3	3	100%	3	2	67%	3	2
合 計	件	2,192	2,045	93%	2,272	2,074	91%	2,362	2,034

⑥手話奉仕員養成事業

	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
年間の修了者数	人	5	9	180%	5	10	200%	5	9

⑦移動支援事業

	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
年間の実利用者数	人	72	59	82%	76	63	83%	80	53
年間の平均利用時間数	時間	3,305	2,874	87%	3,488	2,973	85%	3,672	2,973

⑧地域活動支援センター機能強化事業

事業名		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
			計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
地域活動支援センター Ⅰ型	実利用者数	人	25	25	100%	25	25	100%	25	25
	箇所数	箇所	1	1	100%	1	1	100%	1	1
地域活動支援センター Ⅲ型	実利用者数	人	95	61	64%	95	65	68%	95	65
	箇所数	箇所	9	9	100%	9	9	100%	9	9

⑨その他事業

事業名		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
			計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
訪問入浴サービス事業	月平均利用者数	人	4	4	100%	4	3	75%	4	3
	箇所数	箇所	4	2	50%	4	1	25%	4	2
更生訓練費 給付事業	月平均利用者数	人	2	0	0%	2	1	50%	2	1
	箇所数	箇所	2	0	0%	2	1	50%	2	1
生活訓練等 事業	利用者延人数	人	18	15	83%	18	15	83%	18	15
	事業回数	回	3	3	100%	3	3	100%	3	3
日中一時支援事業	月平均利用者数	人	48	57	119%	48	32	67%	48	29
	箇所数	箇所	19	19	100%	19	18	95%	19	18
レクリエーション活動等 支援事業	利用者延人数	人	643	1,190	185%	643	1,187	185%	643	1,187
	事業数	事業	4	3	75%	4	3	75%	4	3
点字・声の広報等発行事業	利用者実人数	人	55	55	100%	55	55	100%	55	55
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	利用者延人数	人	2	1	50%	2	5	250%	2	2

3. 障害児（18 歳未満）へのアンケート調査の主な結果と課題

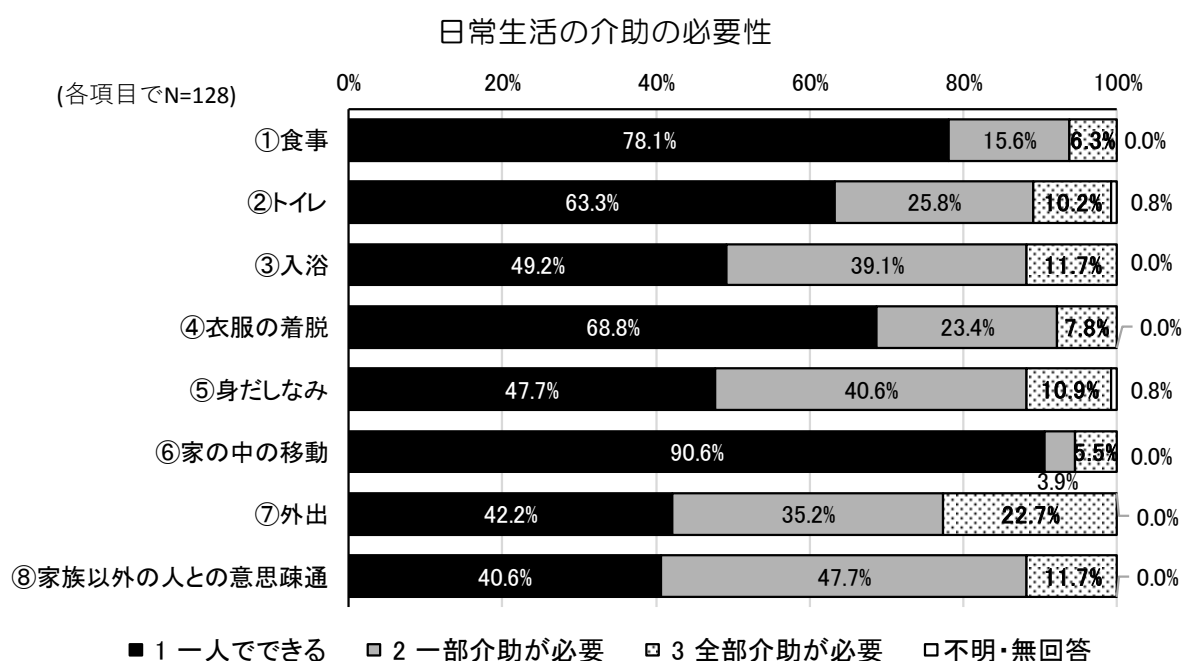
（1）アンケート調査の主な結果

①日常生活と介助の必要性

日常生活について内容別に介助の必要性をみると、「一人でできる」の割合をみると、「家の中の移動」が90.6%で最も高く、次いで、「食事」（78.1%）、「衣服の着脱」（68.8%）、「トイレ」（63.3%）となっています。

一方で、「一部介助が必要」の割合が比較的高いのは、「家族以外の人との意思疎通」（47.7%）、「身だしなみ」（40.6%）、「入浴」（39.1%）、「外出」（35.2%）などとなっています。

また、「全部介助が必要」では、「外出」の割合が22.7%と最も高くなっています。



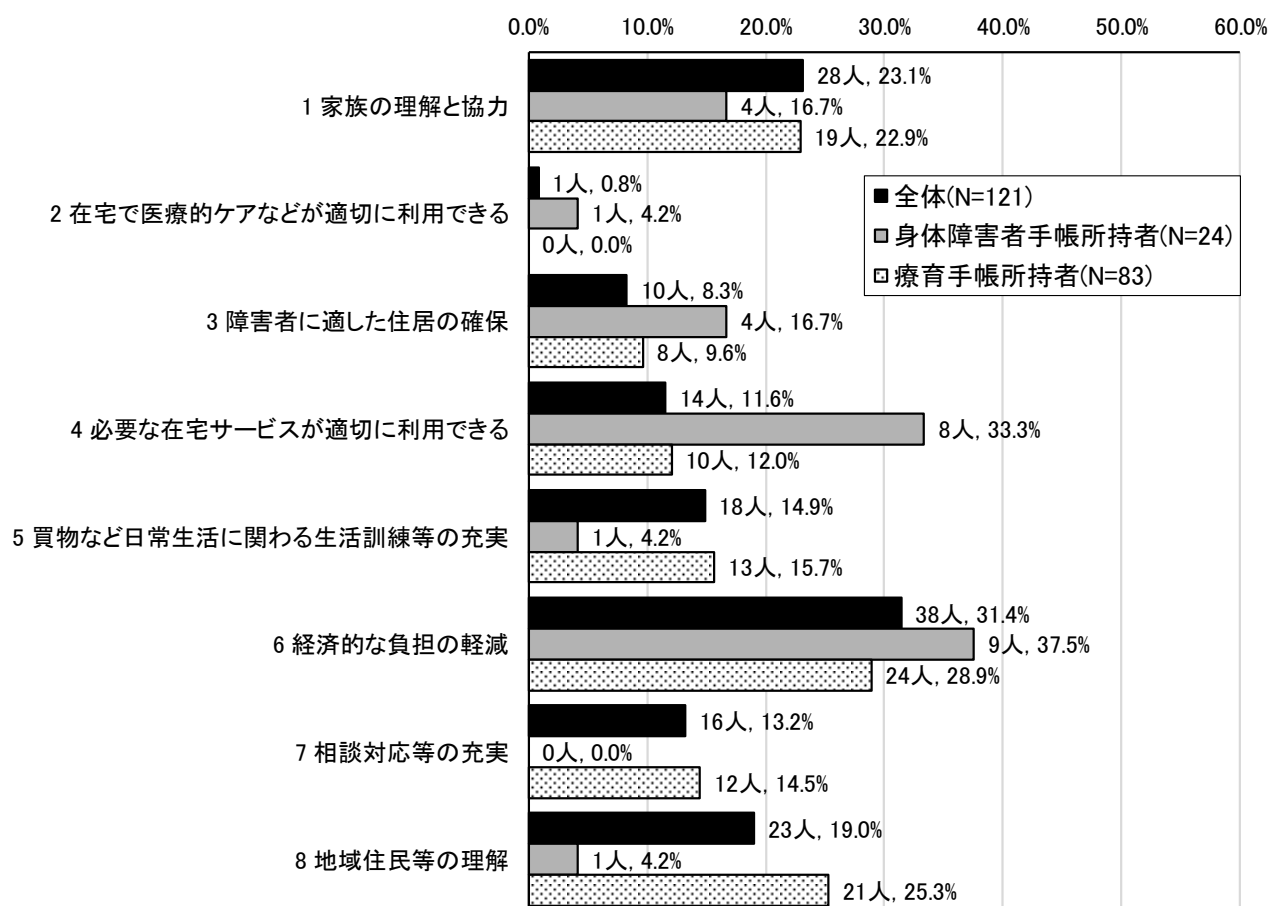
②地域で生活するために必要な支援

地域で生活をするための支援を全体でみると、「経済的な負担の軽減」の割合が31.4%で最も高く、次いで、「家族の理解と協力」(23.1%)、「地域住民等の理解」(19.0%)などとなっています。

身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者についてみると、地域で生活をするための支援として「経済的な負担の軽減」の割合はいずれも最も高くなっていますが、他の項目では差がみられます。

「必要な在宅サービス利用」「障害者に適した住居の確保」では、身体障害者手帳所持者の割合が高く、「地域住民等の理解」「日常生活の生活訓練等の充実」「相談対応等の充実」では、療育手帳所持者の割合が高くなっています。

地域で生活するために必要な支援（障害種類別）

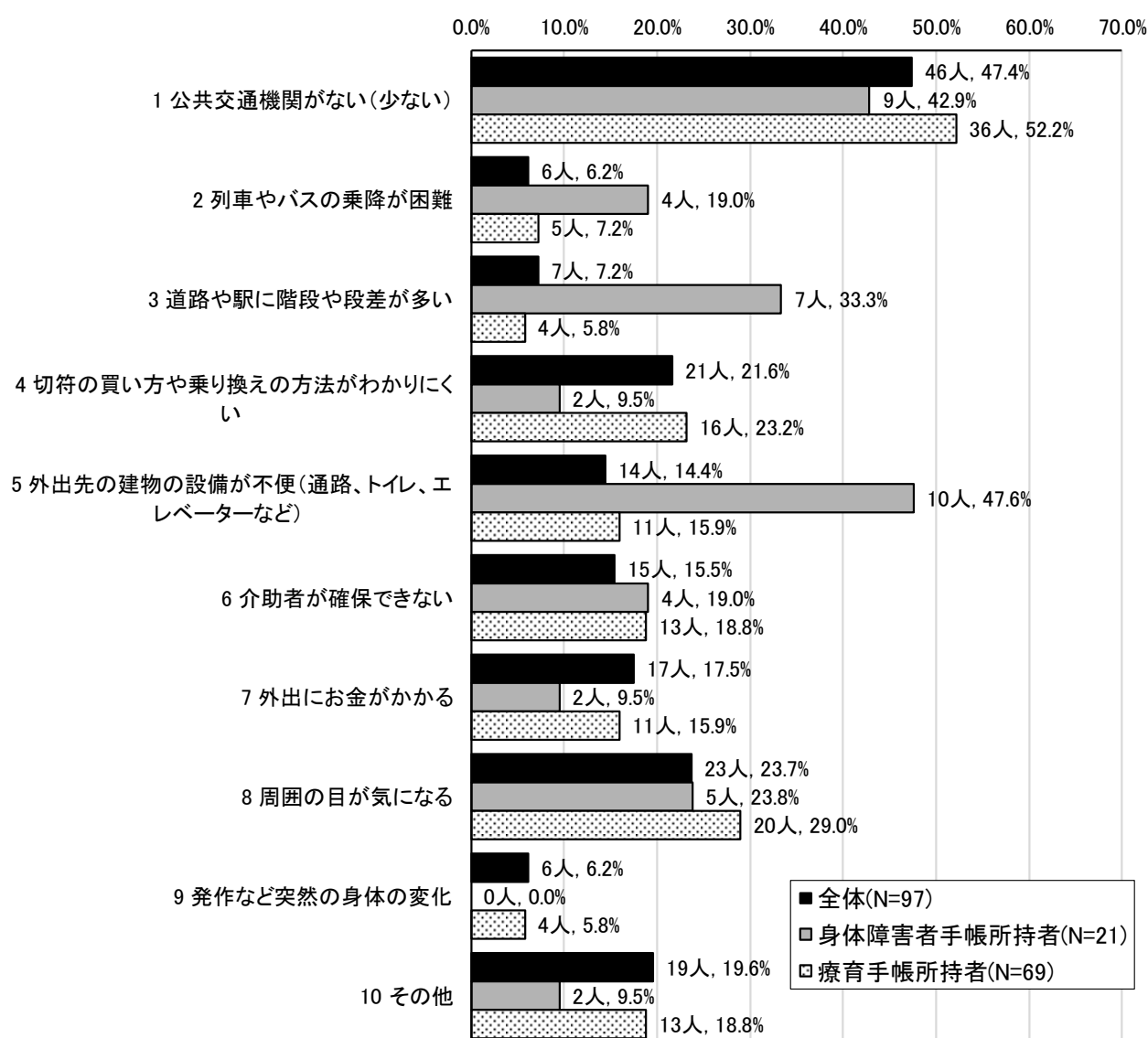


③外出するときに困ること

外出時に困ることを全体でみると、「公共交通機関がない(少ない)」の割合が47.4%と、他に比べて高くなっています。次いで、「周囲の目が気になる」、「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」などとなっています。

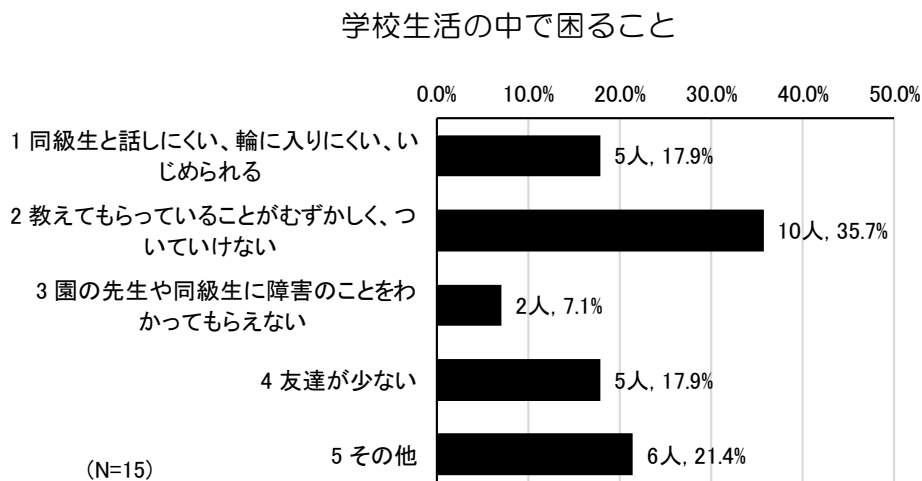
身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者についてみると、身体障害者手帳所持者では「外出先の建物の設備が不便」「道路や駅に階段や段差が多い」「列車やバスの乗降が困難」など移動の制約となるハードな部分で割合が特に高くなっています。療育手帳所持者では「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」といった公共交通の利用の仕方での割合が高くなっています。

外出するときに困ること（障害種類別）



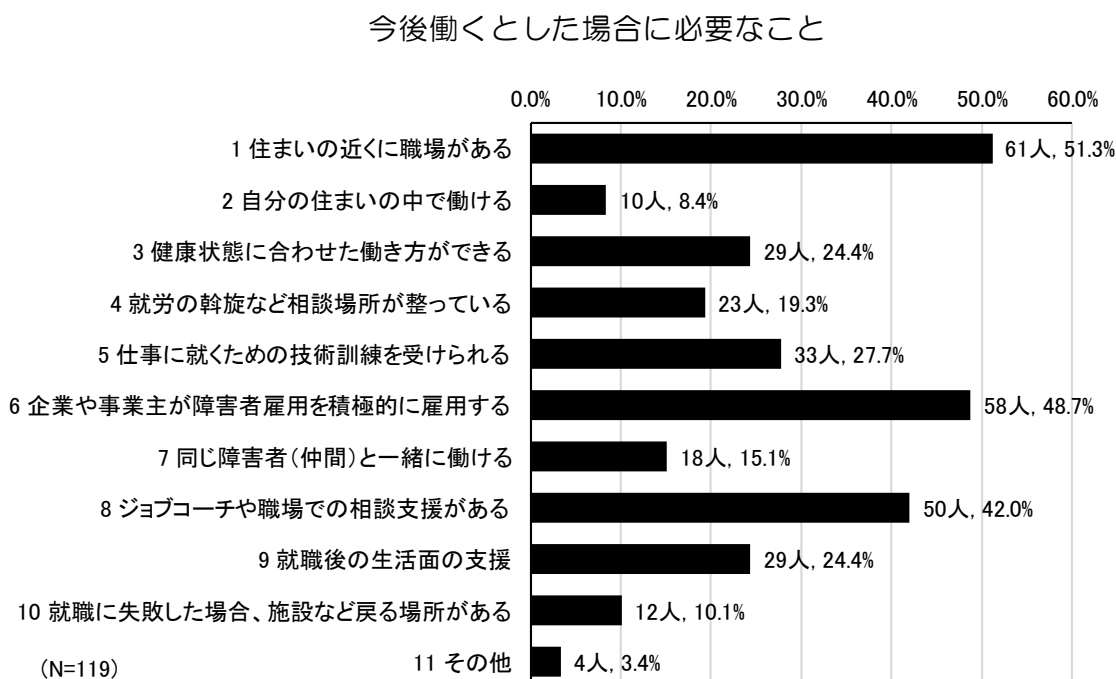
④学校生活の中で困ること

学校生活で困っていることでは、「教えてもらっていることがむずかしく、ついていけない」の割合が35.7%で高くなっています。次いで、「友達が少ない」「同級生と話しにくい、輪に入りにくい、いじめられる」となっています。



⑤今後働くとした場合に必要なこと

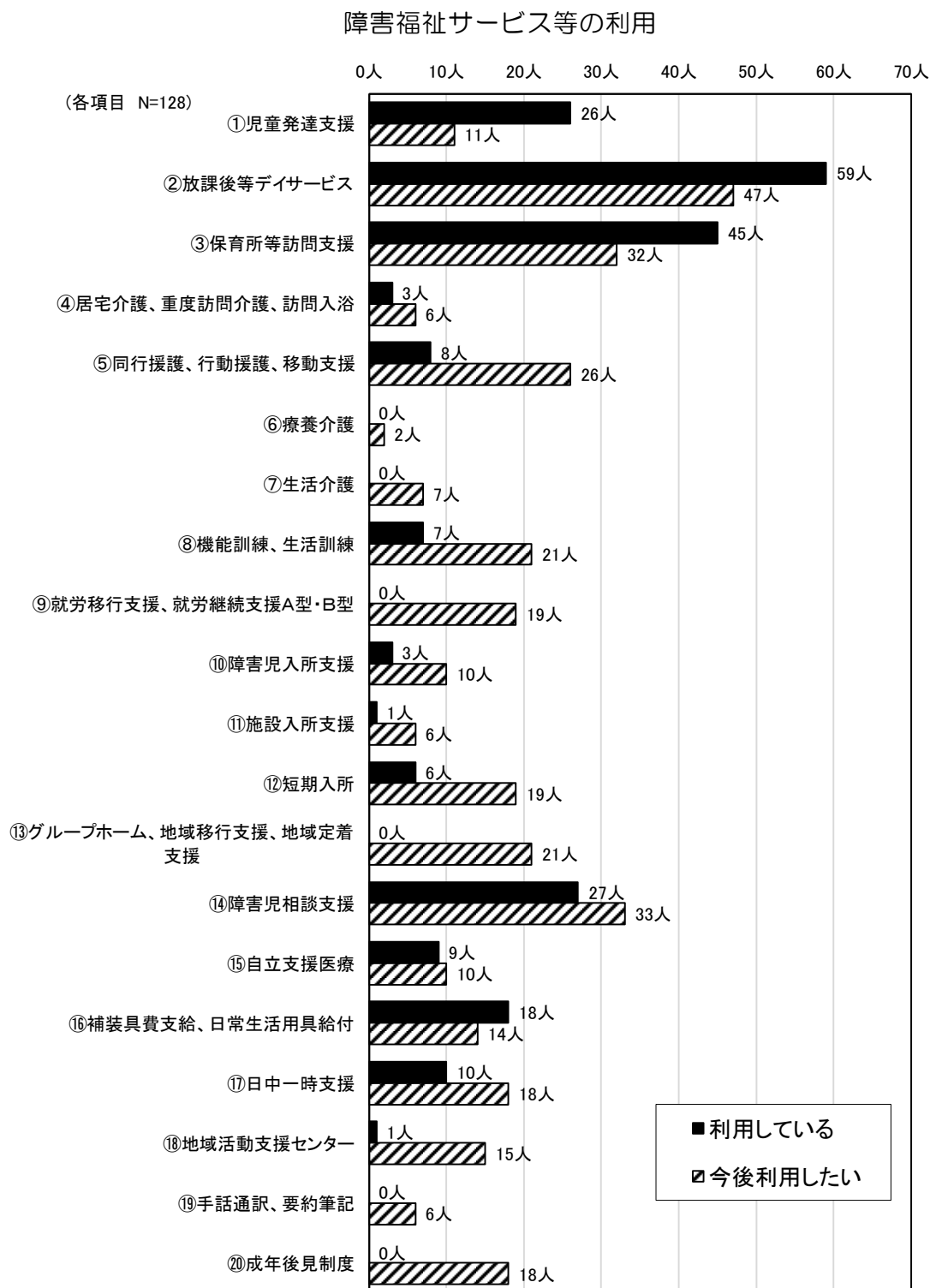
今後、働くとした場合に必要なことについては、「自分の住まいの近くに職場があること」の割合が最も高く、次いで、「企業や事業主が障害者雇用について理解し、積極的に雇用すること」、「仕事をしやすく支援する人（ジョブコーチ）や職場での相談支援があること」などとなっています。



⑥障害福祉サービス等の利用について

障害福祉サービスの利用状況と今後の利用意向をみると、利用が比較的多いのは、「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障害児相談支援」などとなっています。

また、現状の利用に対して今後の利用意向が増えるのは、「同行援護、行動援護、移動支援」「機能訓練、生活訓練」「就労移行支援、就労継続支援A型・B型」「短期入所」「グループホーム、地域移行支援、地域定着支援」「地域活動支援センター」「成年後見制度」などとなっています。



（２） アンケート調査の結果から見える主な課題

- ① 日常生活における様々な場面において、何らかの介助が必要とされており、バリアフリーや障害者本人の日常生活を送るための訓練が望まれます。
- ② 障害児が地域で生活するための支援として、経済的負担の軽減が第１に望まれています。また、身体障害者手帳所持者では移動等に関する項目、療育手帳所持者では家族や地域の理解が望まれています。このため、移動についてはバリアフリー等の整備、家族や地域の理解については、障害者差別解消法の周知徹底等が必要です。
- ③ 就学においては、「教えてもらっていることが難しくついていけない」が、高い割合を示しており、障害児の教育について、わかりやすさを重視した取組みが望まれます。
- ④ 今後の就労については、「住まいの近隣に職場がある」「企業等が障害者を積極的に雇用する」「ジョブコーチや職場での相談支援がある」があがっており、就労先の選択肢の拡大、就労後のフォロー、企業等の障害者に対する理解の促進が望まれます。

4. グループインタビューの主な結果と課題

(1) グループインタビューの主な結果

項 目	内 容	
サービスの利用	視覚	・ 65歳以上になると介護保険が優先となり、不安である。介護保険と障害福祉サービスとの関係が分からない。
	知的	・ 福祉サービスは利用したいが、どのようなサービスが適しているのか、利用できるのかわからない。
	重心	・ 看護師不足もあると思うが、医療的ケアの必要な子どもを預かっている施設がない。 ・ 短期入所（ショートステイ）の施設がないことで、児童も大人も困っている。遠方に行くのに本人も移動が負担である。 ・ 高等部卒業後の居場所がない。住み慣れた地域で生活したい。
	児童	・ 放課後等デイサービスを利用したいと思ったが、親の仕事との関係で利用できない。時間を延長してほしい。
就労支援 （一般就労）	発達	・ 障害者就労を受け入れる企業等が非常に少ない。 ・ 仕事をするまでに訓練ができるところや就労の準備期間がほしい。 ・ 発達障害児は、見た目ではわからないので、就労の現場で理解されないことがある。 ・ 発達障害者の就労では、仕事内容のもう少し丁寧な説明書やマニュアル等が必要。
	精神	・ 体調に合った仕事、障害への理解があればと思う。 ・ グループ就労で、4人一緒に仕事に入ったが、自分以外に3人いることで、仕事に励みになるとともに、悩みも共有できるなど、就労への良い方法だと思っている。
就労支援 （福祉的就労）	発達	・ 就労継続支援A型で仕事をしているが、少しでも仕事ができるようになると一般就労に行かされるのではないかという不安が常にある。
グループホーム	精神	・ 精神障害者だけのグループホームがあればよい。
日常生活支援 （補装具、周囲の理解等を含む）	肢体	・ 耐用年数になれば新しい補装具にしてほしい。
	視覚	・ ペンシル型の録音機器が他市では日常生活用具に認められているようで、豊岡市でも認めてほしい。 ・ 行政からの案内等では、封筒に発信元や内容（題名）を点字表記してほしい。 ・ パソコンソフトが5年で更新のため、古いものになっている。
	聴覚	・ 手話は言語であり、公的施設では誰でも手話でコミュニケーションできるようにならないか。また、そのためには、学校教育での取り組みが必要ではないか。 ・ 手話通訳者派遣制度の通訳者の派遣要綱を改正してほしい。冠婚葬祭に通訳者を派遣してもらえるが、制限があって利用しにくい。 ・ 聴覚障害者へのサポートとして、手話通訳、要約筆記など選択肢が多い方が良い。 ・ 手話言語条例の制定が必要である。 ・ 手話通訳者と手話奉仕員との中間時期の手立てが必要である。 ・ 公的機関の窓口等に手話通訳者を設置してほしい。 ・ 緊急時や夜間の急病時など、24時間対応で手話通訳者を派遣できるようにしてほしい。

項 目	内 容	
日常生活支援 (補装具、周囲の 理解等を含む)	知的	・グループホームができるということ、地域の住民が、不安を持つことがあるので、地域の人に理解をしてもらいたい。
	発達	・発達障害では、こだわりが強い、やり方を柔軟に変えられないなど特徴があって、普通の人には当たり前にはできないことを理解してもらえない。
	精神	・お金の管理が苦手で、常に悩んでいる。 ・精神障害に対する正しい理解をしてもらうように、広報などをしっかり出してほしい。
	重心	・生まれてすぐに障害がわかったが、どこに相談すればよいか紹介してもらえなかった。生まれてすぐに情報がほしい。
	児童	・障害福祉サービスの内容などの情報がどこに行けばもらえるのかわからない。
交通、移動支援	肢体	・身体障害者にとって、駐車場の無料時間を延長するなど配慮がほしい。
		・日常の生活圏内での移動にかかる鉄道の割引対応について見直してほしい。
	視覚	・タクシー券について、1回で複数枚使えるようにしてほしい。 ・ボタン式の信号機を改善してほしい。(視覚障害者には、ボタン信号機であることがわからない)
	知的	・移動支援は、利用時間に制約があり、なかなか使えない。
発達支援	発達	・療育は子ども対象であるが、発達障害とわかったのがある程度、大きくなってからの場合、そのような人にも療育の機会がほしい。
医療費免除	肢体	・身体障害者手帳 3、4 級でも医療費免除ができるようにしてほしい。

(2) グループインタビューの結果からみえる主な課題

- ① 障害者に対するサービスについて長期に渡って希望している項目については、その解決が強く望まれています。(肢体障害・内部障害者、視覚障害者)
- ② 障害者が65歳以上になっても、障害福祉サービスの継続利用が強く望まれています。(視覚障害者)
- ③ 障害福祉サービスを利用したいが、どのようなサービスがあるのかわからない場合があり、障害福祉サービスの内容や利用方法等に関する的確で公平な情報提供が望まれています。
- ④ 身体障害者では、移動が車となるため駐車場の円滑な利用が望まれています。視覚障害者では、移動に必要なタクシー券の利用方法の拡大が望まれています。
- ⑤ 発達障害者では、就労において、外見等では障害がわかりにくいこともあり、就労内容や雇用者、現場の従業員の対応に厳しいものがあり、周知も含めて障害者への対応に関する周知等を望まれています。
- ⑥ 精神障害者では、精神障害についての正しい理解が地域や市民、企業、学校等あらゆる場所で望まれています。
- ⑦ 重症心身障害者では、介助は24時間体制で行っており、受け入れ施設や介助者のケア等を望まれています。

5. 障害者自立支援協議会からの主な意見

豊岡市障害者自立支援協議会からは、次のような意見が出ています。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 入所施設からの地域移行支援の実績が少ない。相談支援専門員が不足している。
- ② 施設からそのまま単身生活へ移行することが難しい場合は、グループホームで日常生活に関することを練習し、その後単身生活に移るという段階を踏むことも有効であるが、グループホームの空室がほとんどない状況である。
- ③ ヘルパー不足のため、利用希望があっても十分に利用ができない現状があり、新たなニーズに corres 応することも困難になってきている。
- ④ 障害特性を理解したヘルパーが不足している。重度心身障害者（児）を地域で支えるために、医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養など）ができるヘルパーの増員、生活介護事業所の看護体制を整える必要がある。
- ⑤ 成年後見制度を必要としている方が、制度を利用できていない。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 精神科病院の長期入院患者の地域移行支援や、グループホームからアパート生活への移行等において、居住支援は地域生活支援の要となるが、入居前の連帯保証や貸主の障害者に対する理解の問題、また、入居後も安定した生活を送るための支援が必要な場合も多い。
- ② 居住サポート事業の位置づけが曖昧であり、支援を必要としている市内の障害者に対応するものとはなっていない。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

- ① 一般企業への就労を目指す障害者が、社会的なマナーやルールを学んだり、生活能力を高めたりできるなど、就労準備性を高める支援を受けられる事業所が少ない。
- ② 就労支援事業所は「移行」「A 型」「B 型」とその機能により分類されているが、障害者個々のニーズに合う利用可能な事業所の選択肢が非常に限られているのが現状である。
- ③ 障害者雇用に対しての不安が大きいため、雇用に踏み出せない企業がある。

（４）障害児支援の提供体制の整備等

- ① 環境の変化、人的変化に対応できず、戸惑う児童が多い。関わりの統一が図れていない。
- ② 育児の不安を感じる保護者は、周りに相談できず孤立しがちである。
- ③ 新生児（重心）の方が新生児集中治療室から在宅へ戻るにあたり、小児の訪問看護を受けている事業所も少ない等、家族を支える仕組みが乏しいため、その後地域で生活

する中で本人・家族が孤立しがちになり、十分な支援を受けることが出来ていない状況である。

- ④ 重度心身障害の方の日中活動の場が少なく、希望しても利用できない場合が多くある。
- ⑤ 家族の事情で介護できない時や家族のレスパイトのために短期入所が望まれるが、宿泊可能な医療型短期入所施設がなく、家族に大きな負担がかかっている。

6. 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画策定にあたっての主な課題

平成28年4月の障害者差別解消法をはじめ、5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）、8月に発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）が施行されたことや、平成30年4月に障害者総合支援法等一部改正法の施行が予定されていることなど、近年及び今後の制度改革の動向等を踏まえた計画とすることが重要となっています。

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定にあたっては、このように障害者、障害児を取り巻く環境の大きな変化に加えて、障害者、障害児やその家族等を対象としたグループインタビュー、障害児を対象としたアンケート調査結果、障害者自立支援協議会からの意見を踏まえて次のような課題に留意して施策の推進を図ります。

① 障害者の重度化・高齢化等に対応するための地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度化・高齢化への対応や地域移行の推進のためには、地域における障害福祉サービス事業所や医療機関との連携が必要であり、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備が求められています。

② 障害者の経済的、精神的自立を促進するための就労支援及び就労定着支援の充実

障害者が日々の生活を営み、親亡き後も安心して過ごせる生活を実現するためには、地域で働くことを通して、社会と多様な関わりを持ち、日常生活を支える基盤としての経済的、精神的な自立につながる支援が必要です。就労するまでの訓練を行う場である障害福祉サービス事業所における支援の充実や障害のある人一人ひとりの個性と能力を尊重し、その人にあった仕事や職場環境の改善を行うことなどが求められています。

また、ハローワークや但馬障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携を図り、一般企業への就労へつながった方が職場で長く働き続けられるよう職場への定着に向けた支援が重要となっています。

平成28年の改正障害者雇用促進法の施行により、事業主には「合理的配慮」への対応が求められています。行政機関が率先して障害者雇用に努めるとともに、より多くの障害者が地域で働くことができるように、市内企業への理解促進の啓発活動に取り組むことが課題となっています。

なお、障害者が地域に貢献する視点として、就労可能で対人援助に関心のある障害者が在宅支援の担い手となるなど、障害者の働く場の検討が必要です。

③ 障害者が地域で安心して暮らせるための理解の促進

障害者の日常生活や社会活動を支えるためには、周囲の理解と協力が欠かせません。家族をはじめ地域の方々に、障害の特性について理解を深める学習や啓発活動を実施するほか、障害がある人もない人も、ともに生きる仲間としてお互いが理解し合えるように、相互の交流を深める場を持つこと等が求められています。共生社会の実現をめざして、こうした取り組みの充実を図ることが重要です。

④ 自立した生活を実現するための相談体制の質的向上

障害者やその家族が抱える様々な課題やニーズを丁寧に聞き取り、最も適切なサービス利用につなげるためには、相談支援体制の質的向上を図っていくことが必要とされています。

また、「豊岡市障害者基幹相談支援センター」は、地域における相談支援の拠点として、さらなる機能の発揮、充実が求められています。

⑤ 障害福祉に関する専門的人材の確保と育成

障害者の多様な状態やニーズを的確に判断し、対応するためには、専門的な知識や経験のある人材の確保と育成が欠かせません。障害福祉サービス事業者の質的な向上を支えるためにも、研修受講や研修情報の積極的な提供が求められます。

⑥ 精神障害者の地域生活移行の促進とそのための保健、医療、福祉の連携及び情報の共有による体制整備

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざすことが重要となっています。地域生活への移行促進にあたっては、住まいの確保が適切に行えるように、公営住宅や民間の賃貸住宅への入居に必要な調整等に係る支援の取り組みが求められています。

⑦ 障害者の日常生活を支える福祉サービスの提供の確保

障害者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けるために、障害者の日常生活を支え、社会的な活動を支援することが求められています。障害福祉サービスの中でも訪問系サービスである「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」などの利用による、自立した生活を送る支援を充実することが課題となっています。

また、障害者や介護者が、必要とするサービスや情報をいつでも手に入れることができる環境を整える必要があります。

医療的ケアを必要とする重度の障害児・者の短期入所は、公立豊岡病院において受け入れを行っています。ニーズに応じた利用ができないとの指摘もあり、今後、サービスの

充実に向けてより一層受入拡大を図っていくことが課題となっています。

さらに、在宅での日常生活を支える医療サービスとして訪問看護のニーズも高まっており、福祉と医療の連携強化に向けて取り組みを進めていく必要があります。

⑧ 障害児や介助者（親）のニーズに対応した放課後等デイサービスなど障害児福祉サービスの充実

障害の早期対応や教育との連携を果たす上で、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児福祉サービスは、重要な位置づけを担っており、障害児の就学前から就学後、卒業後の進路まで一貫した切れ目のない支援を行う必要があります。

また、ニーズの多様化に対応した様々なサービス提供を行う必要があります。

第3章 第5期障害福祉計画

1. 基本方針

第5期障害福祉計画の基本方針は、次の5つとし、障害者の支援体制の充実に向けた取組みを展開していきます。

- ①訪問系サービス及び日中活動系サービスの保障
- ②グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ③福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ④相談支援体制の構築
- ⑤地域生活への移行や地域定着のための支援体制の構築

2. 成果目標

入所施設に入所する障害者の地域生活への移行及び定着や福祉施設利用者の一般就労及び就労定着に向けた取組みを進めるため、本市の実情を勘案し、平成 32 年度末を目標年度とする数値目標を新たに設定しました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

①施設入所者の地域移行

本市においては、国の基本指針に沿った目標設定とし、平成 28 年度末時点の施設入所者数の9%が平成 32 年度末までに地域生活へ移行することを目標として設定します。

■施設入所者数の地域移行者数に関する目標

平成 28 年度末までの地域移行者数	平成 28 年度末の施設入所者数
6 人	118 人

第5期計画(平成32年度末)の地域移行者数の目標値
11人

②施設入所者の削減

国の基本指針では2%以上削減となっている中で、本市においては、平成 28 年度末時点の施設入所者から4%削減することを目標として設定します。

■施設入所者数の削減に関する目標

平成 28 年度末の施設入所者数	平成 28 年度末までの削減数
118 人	8 人

第5期計画(平成32年度末)の施設入所者数の削減数目標値
5人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市において、国の基本指針の「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」を踏まえ、平成 32 年度末までに、協議の場を設けることを目標として設定します。

なお、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成 29 年度に日高圏域をモデル圏域として検討しており、今後の状況を参考にしつつ、他の圏域についても協議の場を設置します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組み

本市においては、「常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に対応する相談体制」や「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「短期入所を活用した緊急時の受入対応体制の確保」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築」の 5 つの機能が求められる地域生活支援拠点等を平成 32 年度末までに整備することを目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行者数

① 福祉施設から一般就労への移行

本市では、国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度末までに就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者を、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍とすることを目標として設定します。

■福祉施設から一般就労への移行実績と目標値

平成 28 年度末の移行者数
16 人

第 5 期計画(平成 32 年度末)の一般就労への移行者数目標値
24 人

② 就労移行支援事業の利用者

本市では、国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末における利用者数の 2 割増とすることを目標として設定します。

■就労移行支援事業の利用者目標値

平成 28 年度 末就労移行支援事業利用者数
9 人

第 5 期計画(平成 32 年度末)の就労移行支援事業の利用者数の目標値
11 人

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【目標値設定の考え方】

国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度末までに、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割とすることを目標として設定します。

④就労定着支援による職場定着率

国の基本指針を踏まえ、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 80%とすることを目標として設定します。

3. 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

見込量は、平成 27 年度から平成 29 年度までの3か年の障害福祉サービスの伸び率を基本としましたが、3か年の中で急激な増減がみられるサービスや絶対数が極端に少ない場合等は、個々の状況を考慮しました。

確保のための方策は、障害福祉サービスを提供できる体制や見込量を確保するための取り組みを示しています。

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に、自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や外出時の移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な方に外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
行動援護	知的又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする重度障害者に対し、行動上の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者で、介護の必要の程度が著しく高い場合に、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的にを行います。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
居宅介護	人	122	123	124
	時間	1,300	1,310	1,321
重度訪問介護	人	9	9	9
	時間	932	932	932
同行援護	人	20	21	22
	時間	159	167	175
行動援護	人	13	13	13
	時間	239	239	239
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」

【見込量設定の考え方】

- 居宅介護では、平成 28 年度の支給決定者 124 人を平成 32 年度の目標とし、ニーズに対応できるよう計画値を上げています。平成 30 年度以降の利用時間の計画値は、平

成 28 年度の利用時間を利用人数で除し、一人当たりの利用時間を基に設定しました。

- 重度訪問介護では、平成 28 年度の支給決定者数が 9 人であるため、9 人を確保するための設定としました。総利用時間は、平成 27～29 年度の実績から回帰式により算出しています。
- 同行援護では、平成 28 年度の支給決定者数 22 人を平成 32 年度の目標とし、ニーズに対応できるよう計画値を上げています。平成 30 年度以降の利用時間の計画値は、平成 28 年度の利用時間を利用人数で除し、一人あたりの利用時間を基に設定しました。
- 行動援護では、平成 28、29 年度の支給決定者数が 13 人あり、13 人を確保するように設定しました。利用時間は、平成 27～29 年度の実績から回帰式により算出しています。

【見込量確保のための方策】

- ヘルパーの確保、養成の方策を検討し、サービス供給体制の充実を図ります。
- 日常生活を支える医療サービスとして訪問看護のニーズも高まっており、福祉と医療の連携の強化に向けて取組みを進めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	サービス内容
生活介護	常に介護が必要な障害者に、主に昼間、事業所において、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供等のサービスを行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事に必要な訓練、生活等に関する相談等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害者で、企業等への雇用が見込まれる方が対象となります。 事業所における作業や、企業実習、適正に合った職場探し、就労後における職場定着のために必要な相談等のサービスを行います。
就労継続支援 A 型	企業等に雇用されることが困難な障害者であって、事業所において雇用契約に基づく就労が可能な 65 歳未満の方が対象となります。 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを行います。
就労継続支援 B 型	企業等での就労経験があっても、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障害者や、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった障害者が対象となります。 雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等のサービスを行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行います。
療養介護	医療的ケアを要する障害者で常時介護を要する方が対象となります。 主に昼間、病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上の支援を行います。
短期入所	介護者が病気の場合等の理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に入浴、排せつ、食事等の介護等のサービスを行います。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	人	212	212	212
	人日	4, 221	4, 221	4, 221
自立訓練（機能訓練）	人	2	2	2
	人日	26	26	26
自立訓練（生活訓練）	人	5	6	6
	人日	79	95	95
就労移行支援	人	11	11	11
	人日	122	122	122
就労継続支援 A 型	人	26	31	36
	人日	378	440	502
就労継続支援 B 型	人	252	255	258
	人日	4, 468	4, 657	4, 846
就労定着支援	人	7	8	9
療養介護	人	18	18	18
福祉型短期入所	人	72	72	72
	人日	343	343	343
医療型短期入所	人	10	18	18
	人日	17	25	25

※数値、上段は 1 か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1 人当たりの月平均利用日数」

【見込量設定の考え方】

- 生活介護では、実績は減少傾向にありますが、平成 29 年度の値を確保することで計画値を設定しています。
- 自立訓練（生活訓練）では、事業所廃止により利用が減っていますが、アンケートからも自立訓練のサービスの充実が求められており、一定量を確保する設定としました。
- 就労移行支援では、2 事業所の定員 12 人に対し、平成 29 年度の実績が 11 人であることから、平成 30 年度以降の計画値としては 11 人を確保するよう設定しています。
- 就労継続支援 A 型では、4 事業所で定員 40 人となっており、その 9 割の 36 人を平成 32 年度の目標値として設定しています。延利用人数は、平成 27～29 年度の実績から回帰式により算出しています。
- 就労継続支援 B 型では、平成 27～29 年度の実績からニーズの高さが伺えるため、計画値も順次増加で設定しています。延利用人数は、平成 27～29 年度の実績から回帰式により算出しています。
- 就労定着支援では、平成 28 年度に福祉施設から一般就労した 16 人の 8 割の半数である 7 人を基準とし、人数を増やすことで設定しています。平成 30 年度に新設されるサービスです。

- 療養介護では、利用実績は減少しているものの、過去３年間で計画値を上回っていることから、最新の平成 29 年度実績は確保するための設定としました。
- 短期入所では、豊岡病院において現在平日の昼間だけの利用となっていますが、平成 30 年度に協議を行い、平成 31、32 年度と週末利用できるよう人数を増やすことで設定しています。

【見込量確保のための方策】

- 利用者が住み慣れた地域で安心して生活や活動ができるように、各地域の状況を把握し、サービスの向上に努めます。
- 生活介護では、医療的ケアが必要な方が安心して日常生活が送れるサービス提供体制の確保について、検討を進めます。
- 就労移行支援、就労継続支援では、公共機関においては、障害者の雇用の確保の観点から、契約業務での優先発注を行い、福祉的就労の充実を支援します。また、授産商品の購入の働きかけを推進していきます。
- 医療的ケアを必要とする重度の障害児・者の医療型短期入所については、公立豊岡病院と協力し、従来の利用に加え、週末の利用に向けて、より一層連携を図っていきます。

(3) 居住系サービス

サービス種別	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか必要な日常生活上の支援を行います。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自立生活援助	人	4	4	4
共同生活援助	人	104	109	114
施設入所支援	人	115	114	113

※数値は 1 か月当たりの利用人員

【見込量設定の考え方】

- 自立生活援助では、地域移行支援の利用人数を基準に設定しました。平成 30 年度に新

設されるサービスです。

- 共同生活援助では、グループホームの利用ニーズは高く、今後も増加傾向にあり、1 住居あたり定員 5 名と想定し、5 名ずつ増加させました。
- 施設入所支援では、平成 28 年度施設入所者の 4%減が 113 人であるため、平成 32 年度の 113 人を見据えて、平成 30 年度から 1 人ずつ減少させていくことで設定しました。

【見込量確保のための方策】

- 共同生活援助では、**単身生活が困難な方の居住の場としての機能を維持しつつも、一方で、単身生活へ移行するための中間施設としても機能するよう**、グループホームの運営する事業所や相談支援専門員をはじめ、関係者がグループホームの役割について共通認識を図っていきます。
- 共同生活援助及び施設入所支援におけるサービスの提供状況を把握し、利用者や家族への情報提供を行います。

(4) 相談支援

事業名	事業内容
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	障害福祉サービスの利用者に対し、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行い、サービスが計画に基づいて適正に提供されているかモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験利用等必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
計画相談支援	人	128	136	145
地域移行支援	人	4	4	4
地域定着支援	人	17	21	25

※計画相談支援は 1 か月当たりの利用人員（モニタリング含む）

※地域移行支援、地域定着支援は 1 年間の利用人員

【見込量設定の考え方】

- 計画相談支援では、計画相談支援の実績値が増加しており、今後も増加が見込まれるこ

とから計画値を設定しています。

- 地域移行支援では、長期入院からの地域移行は減少していることから、平成 29 年度の数値を計画値として設定しています。
- 地域定着支援では、地域移行支援の利用者に合わせ、平成 30 年度以降の見込みを加味し、設定しています。

【見込量確保のための方策】

- 当事者や家族などが気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。
- 豊岡市障害者自立支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。
- 障害者の相談支援事業所のみならず、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや生活困窮者自立支援対策に基づく総合相談・生活支援センター等各分野の相談機関とも連携し、様々な複合的な課題を抱えるケースの把握やその対応を推進するなど、総合的な相談体制の充実に努めます。
- 兵庫県豊岡健康福祉事務所が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議の取組みに歩調を合わせ、地域移行支援・地域定着支援の対象者を把握し、適切なサービス提供に努めます。

4. 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をおくるうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民に対して障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業です。

事業名		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- ・ 一般市民を対象とした講演会や学習会の開催のほか、市内事業所への理解促進のために出前講座の案内などを実施します。
- ・ 広報紙による啓発活動を行います。

(2) 自発的活動支援事業

事業名	事業内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族等による交流会活動等、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。

事業名		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- ・ 障害者や障害のある児童およびその家族がお互いに悩みを共有し、負担軽減に繋がるよう、効果的な支援方法を検討します。

(3) 相談支援事業

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的、専門的な相談支援や地域の相談機関との連携強化の取り組みを行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門的職員の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取り組みを行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望し保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。

事業名		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害者相談支援事業	箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 3つの相談支援事業所の連携を深め、多様な障害の特性に対応できるように充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核を担う基幹相談支援センターの専門性を高めるため、情報収集や研修の機会の確保に努めます。
- 障害者の相談支援事業所のみならず、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや生活困窮者自立支援対策に基づく総合相談・生活支援センター等各分野の相談機関とも連携し、様々な複合的な課題を抱えるケースの把握やその対応を推進するなど、総合的な相談体制の充実に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	事業内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者及び精神障害者に、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適性に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業です。

事業名		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

※数値は年間の利用人数

【見込量確保のための方策】

- 成年後見制度利用支援事業では、地域包括支援センター、豊岡市社会福祉協議会、相談支援事業所と連携し、制度周知に努めます。
- 成年後見制度法人後見支援事業では、法人後見の動きがある場合に、支援のあり方を検討します。

(5) 意思疎通支援事業

事業名	事業内容
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、手話奉仕員の養成、点訳・音訳等による支援を行います。

事業名			平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	336	348	360
	手話通訳者設置事業	人	1	1	1

※手話通訳者・要約筆記者派遣事業は年間の利用件数

【見込量確保のための方策】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会などと連携し、講座への参加を促進し、登録者の増員を図ります。
- 派遣制度をより利用しやすくなるよう、制度の見直しを検討します。

(6) 日常生活用具給付等事業

事業名	事業内容
日常生活用具給付等事業	在宅で生活している重度の障害者の日常生活上の便宜を図るため、障害の種別や程度に応じて日常生活用具の給付を行います。

種目		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護・訓練支援用具	件	4	4	4
自立生活支援用具	件	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	10	10	10
情報・意志疎通支援用具	件	12	12	12
排泄管理支援用具	件	2,004	2,001	1,998
居宅生活動作補助用具	件	2	2	2
計	件	2,036	2,033	2,030

※数値は年間量

【見込量確保のための方策】

- ・ 障害者福祉のしおりなどを通じて利用者への周知を図ります。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。

事業名		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話奉仕員養成研修事業	人	10	11	12

※数値は年間の養成研修修了者数

【見込量確保のための方策】

- ・ 公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会などと連携し、毎年、手話奉仕員養成講座を開催し、人材育成に努めます。

(8) 移動支援事業

事業名	事業内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
実利用者数	人	53	53	53
利用時間数	時間	2,651	2,651	2,651

※数値は年間量

【見込量確保のための方策】

- 市のガイドラインに基づき、適切な利用ができるように、丁寧な情報提供に努めます。

(9) 地域活動支援センター

事業名	事業内容
地域活動支援センター	地域で生活する障害者に、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、地域との交流促進を行います。

サービス種別			平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
Ⅰ 型	実利用者数	人	25	25	25
	箇所数	箇所	1	1	1
Ⅲ 型	実利用者数	人	75	85	94
	箇所	箇所	9	9	9

※数値は年間量

【見込量確保のための方策】

- 障害者が日常生活をより豊かに過ごせるように、センター間の横の連携を図り、一人ひとりに応じた活動内容のレベルアップに努めます。

(10) その他の事業・任意事業

事業名	事業内容
訪問入浴サービス事業	在宅で生活している重度の身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業、自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設の入所者等に、更生訓練費用を給付することで、障害者の社会復帰を促進します。
生活訓練等事業	障害者などに対して、日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
日中一時支援事業	障害者の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、事業所等において活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
レクリエーション活動等支援事業	障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室やスポーツ大会などを開催し、障害者が社会参加活動を行うための必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者のために、CDによる声の広報など、地域生活を送るうえで必要な情報を定期的に提供します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

サービス種別			平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問入浴サービス事業	月平均利用者数	人	4	4	4
更生訓練費給付事業	月平均利用者数	人	2	2	2
生活訓練等事業	利用者延人数	人	15	15	15
日中一時支援事業	月平均利用者数	人	17	17	17
レクリエーション活動等支援事業	利用者延人数	人	1,190	1,190	1,190
点字・声の広報等発行事業	利用者実人数	人	55	55	55
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者延人数	人	2	2	2

※数値は年間量

【見込量確保のための方策】

- 日中一時支援では、障害者の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息のために利用できるよう、サービス提供事業者の育成と確保に努めます。

第4章 第1期障害児福祉計画

1. 基本方針

第1期障害児福祉計画の基本方針は、次の4つとし、障害児の療育体制の充実に向けた取組みを展開していきます。

- ①地域支援体制の構築
- ②地域社会への参加・包摂の推進
- ③特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ④障害児相談支援の提供体制の確保

2. 成果目標

障害児においては、個々の状態やライフステージに応じたニーズにきめ細かく対応するため、また、医療的ケア児支援のための保健、医療、保育、教育等とも連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要であるため、子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

(1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成30年度末までに、児童発達支援センターを設置します。

(2) 保育所等訪問支援の充実

地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、市で設置した児童発達支援センターで実施される保育所等訪問支援について、ニーズに応じたサービス提供ができるよう体制を構築します。

(3) 医療的ニーズへの対応

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の維持確保を行います。

(4) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

また、医療的ケアの必要な障害者の支援についても協議できる体制を検討します。

(5) 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、平成 32 年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

3. 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

見込量は、平成 27 年度から平成 29 年度までの3か年の障害児通所支援の伸び率を基本としましたが、3か年の中で急激な増減がみられるサービスや絶対数が極端に少ない場合等は、個々の状況を考慮しました。

確保のための方策は、障害児通所支援等を提供できる体制や見込量を確保するための取り組みを示しています。

(1) 障害児通所支援

サービス種別	サービス内容
児童発達支援	就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児であって、障害児通所支援を利用するための外出が著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
児童発達支援	人	84	84	85
	人日	336	336	340
医療型児童発達支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0
放課後等デイサービス	人	166	180	194
	人日	889	965	1,040
保育所等訪問支援	人	12	12	12
	人日	34	34	36
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0

児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、実績値が計画値を上回る場合、兵庫県が総量規制（指定拒否の処分）を実施する場合があります。

【見込量設定の考え方】

- ・ 児童発達支援では、北但広域療育センターでの受入見込人数から、計画値を設定しています。延利用人数については一人当たり月 4 回の利用を見込んだ計画値としています。
- ・ 放課後等デイサービスでは、利用人数は増加傾向にあり、延利用人数は計画値を上回っていることから、今後も増加する見込みとして設定しています。利用人数、延利用人数ともに、平成 27～29 年度の実績から回帰式により算出しています。
- ・ 保育所等訪問支援では、北但広域療育センターでの受入見込人数から、計画値を設定しています。

【見込量確保のための方策】

- ・ 児童発達支援では、北但広域療育センターでの受入を増加し、サービスの充実を図ります。また、提供事業所の利用の偏りを是正する方策を検討し、全体的な利用者の増加に努めます。
- ・ 放課後等デイサービスでは、学校との連携・協働により、障害児の発達支援を行うとともに放課後等の居場所づくりを進めます。また、引き続き、重症心身障害者・児の受け入れを北但広域療育センターで行っていくとともに、他の事業所へも働きかけます。
- ・ 保育所等訪問支援では、北但広域療育センターにおいて、職員体制を強化し、サービスの充実を図ります。

(2) 障害児相談支援

障害児が、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画案を作成し、通所開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害児相談支援	人	96	111	125

【見込量設定の考え方】

- ・ 平成 27～29 年度では、計画値を大きく上回る利用があり、また、利用者も増加していることから、今後も増加傾向で設定しています。

【見込量確保のための方策】

- ・ 子どもの成長に応じた途切れのない支援が継続できるように、各関係機関の連携の強化を図ります。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進主体

計画の推進にあたっては、障害者やその家族等を含めた当事者の意見を反映させることが不可欠です。このため、障害者を中心に、市民、ボランティア、民生・児童委員、サービス提供事業者、企業・就業支援団体、行政機関、教育関係者、医療関係者、権利擁護関係者、社会福祉協議会などとネットワークの形成を図り、障害者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるように支援体制を図り、計画を推進します。

2. 地域社会への広報及び啓発活動

障害に対する差別や偏見をなくし、障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現のため、市民意識の醸成に努め、市民に理解と協力、そして支援への参画等、あらゆる機会を通じて広く呼びかけていきます。

また、現在サービス等を利用されていない方にも、情報がしっかりと行き渡るよう、市広報などを通して情報提供に努めます。

3. 計画の点検・評価体制の構築

本計画を着実に推進するため、「豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会」において、計画の点検・評価を行います。その際、必要に応じて関係機関と協議を行い、PDCA マネジメントサイクルに基づき、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、処置・改善（Action）の着実な実行に努めます。計画の進捗状況は、1年に2回実績等の公表に努め、必要に応じて計画の目標数値などの見直しを行うこととします。

資料編

1. 豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会設置要綱

平成 23 年 4 月 13 日豊岡市告示第 103 号

改正 平成 25 年 3 月 27 日豊岡市告示第 74 号 平成 26 年 4 月 10 日豊岡市告示第 147 号

平成 28 年 4 月 1 日豊岡市告示第 151 号 平成 29 年 5 月 8 日豊岡市告示第 187 号

(設置)

第 1 条 計画（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条に基づく豊岡市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に基づく豊岡市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 に基づく豊岡市障害児福祉計画をいう。以下同じ。）の策定、見直し及び推進のため、豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) 計画の進捗状況の確認及び評価に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 障害者関係団体の代表者
- (4) 公募市民
- (5) 福祉、医療機関の職員
- (6) 雇用及び就労に関する機関の職員
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる者として委嘱された委員がその要件を欠いたときは、その委員は、解嘱されるものとする。

(委員長等)

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

附 則 (平成25年3月27日豊岡市告示第74号) 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに豊岡市障害者福祉計画策定委員会設置要綱の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この要綱による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成26年4月10日豊岡市告示第147号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日豊岡市告示第151号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年5月8日豊岡市告示第187号)

この要綱は、告示の日から施行する。

2. 豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 委員名簿

任期：平成 29 年 7 月 4 日～平成 32 年 3 月 31 日

(敬称略)

	委員種別	所属団体名	役 職	氏 名	備 考
1	学識経験者	大阪府立大学人間社会システム科学研究科	教 授	田 垣 正 晋	
2	地域団体の代表者	若竹の会	会 長	浜 上 喜 代 美	
3	地域団体の代表者	豊岡市区長連合会	会 長	中 嶋 洋 二 郎	
4	障害者関係団体の代表者	(特非) はばたけ手をつなぐ育成会	理 事 長	中 井 佳 与 子	
5	障害者関係団体の代表者	豊岡市身体障害者福祉協会	副 会 長	足 立 幸 生	
6	障害者関係団体の代表者	豊岡市精神障害者家族連合会	会 長	國 下 透	
7	障害者関係団体の代表者	但馬障害者通所施設連絡会	会 長	宮 下 典 子	
8	公募委員			大 垣 洋	
9	公募委員			桑 井 奈 穂 美	
10	福祉・医療機関の職員	(福) 豊岡市社会福祉協議会	理 事 長	酒 井 清 道	
11	福祉・医療機関の職員	豊岡市医師会		小 西 一 生	
12	福祉・医療機関の職員	兵庫県社会福祉士会	理 事	西 池 匡	
13	福祉・医療機関の職員	生活支援センターほおずき	セ ン タ ー 長	谷 友 紀 子	
14	福祉・医療機関の職員	北但広域療育センター	施 設 長	中 江 紀 子	
15	福祉・医療機関の職員	豊岡市民生委員児童委員連合会		林 広 子	
16	雇用・就労関係者	豊岡公共職業安定所	就職促進指導官	高 谷 要	
17	行政関係者	兵庫県豊岡こども家庭センター	所長補佐兼 家庭・育成支援課長	川 端 丈 彦	
18	行政関係者	豊岡健康福祉事務所	所 長	柳 尚 夫	

3. 第5期豊岡市障害福祉計画・第1期豊岡市障害児福祉計画策定の経過

日 程	内 容 な ど
平成 29 年	
7 月 4 日	第 1 回豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 ・ 豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会委員委嘱状の交付 ・ 委員長及び副委員長の選出について ・ 豊岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定方針について ・ 障害児アンケート調査について ・ グループインタビューの実施について
7 月 29 日～8 月 7 日	障害児アンケート調査の実施
8 月 4 日	グループインタビュー（視覚障害）
8 月 8 日	グループインタビュー（発達障害）
8 月 21 日	グループインタビュー（肢体障害・内部障害、障害児等）
8 月 22 日	グループインタビュー（聴覚障害）
8 月 25 日	グループインタビュー（精神障害）
8 月 27 日	グループインタビュー（知的障害）
8 月 29 日	第 2 回豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 ・ アンケート調査結果について（中間報告） ・ グループインタビュー結果について（中間報告） ・ 第 4 期障害福祉計画の成果目標等の進捗状況について ・ 計画の構成案について
9 月 4 日	グループインタビュー（重症心身障害）
9 月 5 日	グループインタビュー（特別支援学校の生徒）
10 月 16 日	豊岡市障害者自立支援協議会全体会議 ・ 第 5 期豊岡市障害福祉計画策定に係る意見聴取について
10 月 30 日	第 3 回豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 ・ 第 1 期豊岡市障害児福祉計画に係るアンケート調査結果について ・ 第 5 期豊岡市障害福祉計画及び第 1 期豊岡市障害児福祉計画の策定に係るグループインタビュー結果について ・ 第 5 期豊岡市障害福祉計画・第 1 期豊岡市障害児福祉計画目次構成（案）について ・ 第 5 期豊岡市障害福祉計画・第 1 期豊岡市障害児福祉計画（第 1 章、第 2 章第 2 節まで）について ・ 計画策定にあたっての課題について

平成 30 年	11 月 27 日	・第 5 期豊岡市障害福祉計画策定に係る意見について（豊岡市障害者自立支援協議会） 第 4 回豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 ・計画策定にあたっての主な課題について ・計画の基本的な視点及び基本方針について ・障害福祉計画の成果目標について ・障害福祉サービス等の見込量及び確保のための方策について ・計画の推進体制について ・第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の素案について
	1 月 15 日	第 5 回豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 ・第 5 期豊岡市障害福祉計画及び第 1 期豊岡市障害児福祉計画（案）について ・今後のスケジュールについて
	1 月 18 日	豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会正副委員長から第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画（案）を市長に報告
	1 月 22 日～2 月 5 日	パブリックコメント実施